

2. 国有林野事業の具体的取組

平成25(2013)年度における国有林野事業については、国有林野事業の一般会計化等を踏まえ平成24(2012)年12月に変更された「管理経営基本計画」に基づき取り組まれた。

以下では、国有林野事業の管理経営の取組を、「公益重視の管理経営の一層の推進」、「森林・林業の再生への貢献」及び「国民の森林」としての管理経営等」の3つに分けて記述する。

(1) 公益重視の管理経営の一層の推進

国有林に対する国民の要請は、国土の保全や水源涵養に加え、地球温暖化の防止、生物多様性の保全等、公益的機能の発揮に重点を置きつつ更に多様化しており、重視される機能に応じた管理経営が求められている。

また、国有林と民有林を通じた公益的機能の発揮が強く期待されているものの、地域によっては、国有林に隣接する民有林において十分な整備や保全が行われていない状況もみられる。

このため、国有林野事業では、公益重視の管理経営を一層推進するとの方針の下、重視される機能に応じた管理経営を推進するとともに、地球温暖化防止対策の推進、生物多様性の保全、民有林との一体的な整備・保全に取り組んでいる。

(ア) 重視される機能に応じた管理経営の推進 (重視される機能に応じて森林を区分)

国有林野の管理経営に当たっては、国民の要請に対応するため、個々の国有林野を重視すべき機能に応じて、「山地災害防止タイプ」、「自然維持タイプ」、「森林空間利用タイプ」、「快適環境形成タイプ」及び「水源涵養タイプ」の5つに区分している(資料VI-3)。

国有林野事業では、それぞれの流域の自然的特性等を勘案しつつ、これらの区分に応じて施業を推進することとしている。また、木材等生産機能については、これらの区分に応じた適切な施業の結果として得られる木材を、木材安定供給体制の整備等の施策の推進に寄与するよう計画的に供給することにより発揮するものと位置づけている。

(治山事業の推進)

国有林野事業では、地域の安全・安心を確保することを目的に、自然環境保全への配慮やコスト縮減を図りながら、治山事業により、荒廃地の復旧整備や保安林の整備を計画的に進めている。

国有林内では、集中豪雨や台風等により被災した山地の復旧整備、機能の低下した森林の整備等を推進する「国有林直轄治山事業」を行っている。また、民有林内で発生した大規模な山腹崩壊や地すべり等の復旧に高度な技術が必要となる箇所等では、地方自治体からの要請を受けて、「民有林直轄治山事業」と「直轄地すべり防止事業」を行っている。平成25(2013)年度から新たに実施している直轄治山事業としては、平成23(2011)年9月に紀伊半島を襲った台風第12号により被災した山腹崩壊地の復旧や荒廃溪流の整備を目的に行う和歌山県田辺市の民有林直轄治山事業等がある。

また、民有林と国有林間の事業の調整や情報の共有を図るため、各都道府県を単位とした「治山事業連絡調整会議」を定期的で開催している。民有林と国有林の治山事業実施箇所が近接している地域においては、流域保全の観点から一体的な全体計画を作成し、民有林と国有林が連携して荒廃地の復旧整備を行っている。

資料VI-3 機能類型区分ごとの管理経営の考え方

機能類型区分	管理経営の考え方
山地災害防止タイプ 145万ha	根や表土の保全、下層植生の発達した森林の維持
自然維持タイプ 166万ha	良好な自然環境を保持する森林、希少な生物の生育・生息に適した森林の維持
森林空間利用タイプ 54万ha	保健・文化・教育的利用の形態に応じた多様な森林の維持・造成
快適環境形成タイプ 0.1万ha	汚染物質の高い吸着能力、抵抗性がある樹種から構成される森林の維持
水源涵養タイプ 393万ha	人工林の間伐や伐期の長期化、広葉樹の導入による育成複層林への誘導等を推進し、森林資源の有効活用にも配慮

注：面積は、平成25(2013)年4月1日現在の数値である。
資料：農林水産省「平成24年度 国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況」

さらに、大規模な山地災害が発生した際には、国有林内の被害状況調査を実施するとともに、民有林への職員派遣やヘリコプターによる広域的な被害状況調査を実施するなど迅速な対応に取り組んでいる(事例Ⅵ-1)。

(路網整備の推進)

国有林野事業では、機能類型に応じた適切な森林の整備及び保全や林産物の供給等を効率的に行うため、林道(林業専用道を含む。以下同じ。)と森林作業道を、それぞれの道の役割や自然条件、作業システム等に応じて組み合わせ、整備を進めている。このうち、林道については、平成24(2012)年度末

における路線数は12,924路線、延長は44,596kmとなっている。

路網の整備に当たっては、地形に沿った路線線形にすることで、切土盛土等の土工量や構造物の設置数を減少させるとともに、現地で発生する木材や土石を土木資材として活用することにより、コスト縮減に努めている。

また、国有林と民有林が近接する地域においては、民有林林道等の開設計画と調整を図り、計画的かつ効率的な路網整備を行っている(事例Ⅵ-2)。

事例Ⅵ-1 島根県・山口県での大雨による民有林災害の復旧支援

平成25(2013)年7月下旬の集中豪雨では、島根県、山口県等の中国地方を中心に、人家、道路、鉄道など交通網への被害のほか、各地で山地災害が発生した。

近畿中国森林管理局では、災害発生直後にヘリコプターによる広域的な被害状況調査を、島根県、山口県及び独立行政法人森林総合研究所と合同で実施した。山口県からは治山技術者の派遣要請もあり、林野庁職員2名、同森林管理局職員2名を派遣したほか、山口森林管理事務所の会議室を執務室として提供し、復旧計画の策定等の支援を行った。



被害状況の調査(山口県萩市)



図面等資料作成の状況

事例Ⅵ-2 民有林と連携した路網の整備

宮崎北部森林管理署(宮崎県日向市)では、平成24(2012)年1月に宮崎県延岡市の祝子川地域において、宮崎県、独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センター及びN社と森林整備推進協定を締結し、民有林と連携した路網の整備等を進めている。

平成24(2012)年度には、同社の社有林と国有林との間で、協定に基づき双方が開設した路網が連結され、相互利用が可能となった。

これを受け、平成25(2013)年度は、路網連結箇所に近い同社の社有林内において間伐が実施され、国有林側の路網を活用して間伐材の搬出が行われた。国有林側の路網を活用することで、より大型のトラック(10トン車)を用いた効率的な搬出が可能となるとともに、幹線道路までの搬出時間を30分程度短縮することが可能となった。



路網整備等の位置図



(イ)地球温暖化防止対策の推進

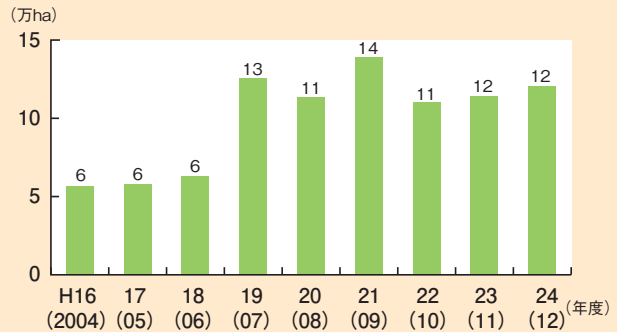
(森林吸収源対策と木材利用の推進)

国有林野事業では、京都議定書の第1約束期間において、「京都議定書目標達成計画」に基づく森林吸収源対策として間伐等の森林整備を進めるとともに、保安林等に指定されている天然生林の適切な保全管理に取り組んできた。平成24(2012)年度には、全国の国有林野で約12万haの間伐を実施した(資料VI-4)。

また、間伐材等の利用促進は、間伐等の森林整備の推進のみならず、木材による炭素の貯蔵にも貢献することから、森林管理署等の庁舎の建て替えに当たっては、木造建築物で整備するとともに、林道事業や治山事業の森林土木工事においても、間伐材等

を資材として積極的に利用している。平成24(2012)年度には、林道事業で約1.0万㎡、治山事業で約4.5万㎡の木材・木製品を使用した(事例VI-3、4)。

資料VI-4 国有林野における間伐面積の推移



注：平成19(2007)年度より森林吸収源対策を実施している。
資料：林野庁「森林・林業統計要覧」

事例VI-3 被災した庁舎の建替えに地元の木材を利用

三陸北部森林管理署(岩手県宮古市)では、東日本大震災により全壊した庁舎に替わる新庁舎が、平成26(2014)年3月に完成した。

同庁舎には、構造材として岩手県産カラマツ材(71㎡)や国産スギ材(85㎡)を使用するとともに、外壁や内装として、国産のスギやナラ材を使用し、国産材の総使用量は約162㎡となっている。



新庁舎の内装

事例VI-4 治山事業における木材利用の推進

中部森林管理局では、治山事業や林道事業等の実施に当たり、木材による炭素の貯蔵にも貢献する間伐材の活用に積極的に取り組んでいる。

同森林管理局管内の南信森林管理署(長野県伊那市)では、荒廃溪流の整備や山腹斜面を復旧する治山工事に間伐材684㎡を使用するとともに、平成25(2013)年度に施工した木製治山ダム2基を対象として、施工後の自然環境との調和や木材の腐朽状況など耐久性について、信州大学の指導及び助言を受け調査を行うこととしている。

また同森林管理局では、国産材を用いたコンクリート型枠用合板の普及を図るため、中信森林管理署(長野県松本市)におけるコンクリート治山ダムの施工の際に、現地検討会や地元建設業者向けの見学会を開催してPRを行いながら、長野県及び信州大学と共同で実証試験に取り組んでいる。



施工した木製治山ダム



現地検討会の様子

また、平成25(2013)年度以降、引き続き、地球温暖化防止のため森林吸収源対策に率先して取り組むこととし、間伐等の森林整備と木材利用を積極的に実施するとともに、将来にわたる吸収作用の保全及び確保のため、人工林資源の成熟に伴う主伐やその後の効率的かつ効果的な再造林に取り組むこととしている。

(ウ)生物多様性の保全

(国有林野における生物多様性の保全に向けた取組)

国有林野は、人工林、原生的な天然林、湿原等の森林生態系を有し、希少種を含む多様な野生生物の生育・生息の場となっている。また、国有林野の生態系は、里山林、溪畔林、海岸林等として、農地、河川、海洋等の森林以外の生態系とも結び付いており、我が国全体の生態系ネットワークの根幹として、生物多様性の保全を図る上で重要な構成要素となっている。

森林における生物多様性の保全を図るためには、森林の健全性を維持し、かつ確保するとともに、流域等の一定の面的広がりの中で、樹種や林齢等の異なる森林が、時間の経過とともに、成長、伐採、自然の攪乱等により変化しながら、バランス良く分散的に配置されることが望ましい。

このため、国有林野事業では、高齢級の人工林が増加していることを踏まえ、間伐を計画的に実施しており、将来的に均衡が取れた年齢構成となるよう、長伐期施業、小面積やモザイク的配置に留意した施業、針広混交林に誘導する施業等に取り組んでいる。また、「保護林」や「緑の回廊」の設定、溪流等と一体となった森林の連続性の確保による森林生態系ネットワークの形成、地域の関係者との協働・連携による森林生態系の保全、野生生物の保護管理等の取組を進めている。あわせて、「グリーン・サポート・スタッフ(森林保護員)」による巡視やマナーの啓発活動を行っている。

(「保護林」の設定)

国有林野には、世界遺産一覧表に記載された「知床しれとこ」(北海道)、「白神山地しらかみ」(青森県、秋田県)、「小笠原諸島おがさわら」(東京都)及び「屋久島やくしま」(鹿児島県)をは

じめとする、原生的な森林生態系や希少な野生生物の生育・生息の場となっている森林が多く所在している。

国有林野事業では、このような生物多様性の核となる森林生態系を「保護林」に設定して、厳格な保全管理を行っている。「保護林」には、「森林生態系保護地域」、「森林生物遺伝資源保存林」、「林木遺伝資源保存林」、「植物群落保護林」、「特定動物生息地保護林」、「特定地理等保護林」及び「郷土の森」の7種類がある。

平成24(2012)年度には、16か所の「保護林」の設定又は変更を行った。例えば、北海道かみかわくしん上川郡新得町とくちようでは、大雪山系の原生的な自然環境における森林生態系を構成する生物全般の遺伝資源を保存するため、新たに「十勝川上流森林生物遺伝資源保存林」を設定した。また、福島県こおりやまし郡山市では、ヒノキアスナロの植物群落を保護するため、既設の「深沢ヒノキアスナロ植物群落保護林」を拡張した。この結果、平成25(2013)年4月現在における「保護林」の設定面積(箇所数)は、前年から5.1万ha増加して96.5万ha(849か所)となり、国有林野全体の面積の13%を占めている(資料VI-5)。これらの「保護林」では、森林や野生生物等の状況変化に関するモニタリング調査を実施して、森林生態系の保全管理や区域の見直し等に役立てている。

(「緑の回廊」の設定)

国有林野事業では、野生生物の生育・生息地を結ぶ移動経路を確保することにより、個体群の交流を促進し、種や遺伝的な多様性を保全することを目的として、必要に応じて民有林とも連携しつつ、「保護林」を中心にネットワークを形成する「緑の回廊」を設定している。平成25(2013)年4月現在における「緑の回廊」の設定箇所数は24か所、設定面積は58.3万ha^{*2}となり、国有林野全体の面積の8%を占めている(資料VI-6)。

「緑の回廊」では、猛禽類きんの採餌環境や生息環境の改善を図るためにうっ閉した林分を伐開するとともに、人工林の中に芽生えた広葉樹を積極的に保残することなどにより、野生生物の生育・生息環境に

*2 平成24(2012)年4月現在における設定面積(59.2万ha)から減少しているのは保護林に設定したため。



配慮した施業を行っている。
また、森林の状態と野生生物の生育・生息実態に関するモニタリング調査を実施して、保全管理に反映している。

(世界遺産等における森林の保全)

現在、我が国の世界自然遺産は、「知床」、「白神山地」、「小笠原諸島」及び「屋久島」の4地域となっている。これらの遺産区域(陸域)の約95%が国有林野であり、ほぼ全域を「保護林」の一つである「森林生態系保護地域」に設定している(資料Ⅵ-7)。

資料Ⅵ-5 「保護林」の設定状況

(単位：箇所、万ha)

名称	目的	箇所数	面積
森林生態系保護地域	森林生態系の保存、野生動植物の保護、生物遺伝資源の保存	30	65.5
森林生物遺伝資源保存林	森林生態系を構成する生物全般の遺伝資源の保存	15	7.5
林木遺伝資源保存林	林業樹種と希少樹種の遺伝資源の保存	320	0.9
植物群落保護林	希少な高山植物、学術上価値の高い樹木群等の保存	372	16.1
特定動物生息地保護林	希少化している野生動物とその生息地・繁殖地の保護	39	2.3
特定地理等保護林	岩石の浸食や節理、温泉噴出物、氷河跡地の特殊な地形・地質の保護	33	3.7
郷土の森	地域の自然・文化のシンボルとしての森林の保存	40	0.4
合計		849	96.5

注：平成25(2013)年4月1日現在の数値である。計の不一致は四捨五入による。
資料：農林水産省「平成24年度 国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況」

資料Ⅵ-6 「緑の回廊」の位置

(単位：万ha、km)



名称	面積	延長
① 知床半島	1.2	36
② 大雪・日高	1.7	57
③ 支笏・無意根	0.7	30
④ 北上高地	2.7	150
⑤ 白神八甲田	2.2	50
⑥ 八幡平太平洋山	1.1	60
⑦ 奥羽山脈	7.3	400
⑧ 鳥海朝日・飯豊吾妻	5.8	260
⑨ 会津山地	10.5	100
⑩ 越後線	1.6	70
⑪ 日光・吾妻山地	9.4	180
⑫ 日光線	1.1	38
⑬ 三国線	1.3	52
⑭ 秩父山地	0.6	44
⑮ 丹沢	0.4	43
⑯ 富士山	0.2	24
⑰ 雨飾・戸隠	0.4	17
⑱ 八ヶ岳	0.6	21
⑲ 白山山系	4.3	70
⑳ 越美山地	2.4	66
㉑ 東中国山地	0.6	42
㉒ 四国山地	1.8	128
㉓ 綾川上流	0.2	5
㉔ 大隅半島	0.1	22
合計	58.3	

注1：面積、延長は、平成25(2013)年4月1日現在のデータである。
2：国有林「緑の回廊」の面積を記載。
3：計の不一致は、四捨五入による。

国有林野事業では、世界自然遺産区域内の国有林野について厳格な保全管理に努めるとともに、地元関係者と連携しながら、希少な野生生物の保護や外来種等の駆除による固有の森林生態系の修復、利用ルールの導入や普及啓発等の保全対策に取り組んでいる。

また、「白神山地」と「屋久島」については、平成25(2013)年に世界遺産一覧表に記載されてから20周年を迎えたことから、東北森林管理局や九州森林管理局では、関係機関と連携して様々な記念行事を開催した(事例Ⅵ-5)。

政府は、平成25(2013)年1月に、「奄美・琉球」(鹿児島県、沖縄県)を世界自然遺産候補地として、我が国の世界遺産暫定一覧表に記載することを決定した。九州森林管理局では、「森林生態系保護地域」の設定等により、貴重な森林生態系の保全対策に取り組んでいる(事例Ⅵ-6)。

一方、世界文化遺産についても、構成資産や緩衝地帯に国有林野が含まれるものが少なくない。

関東森林管理局では、平成25(2013)年6月に世界遺産一覧表に記載された「富士山-信仰の対象と芸術の源泉」(山梨県、静岡県)の登録地である国有林野について、厳格な保全管理や森林景観等に配

慮した管理経営を行っている。

近畿中国森林管理局では、「古都京都の文化財」(滋賀県、京都府)、「古都奈良の文化財」(奈良県)、「法隆寺地域の仏教建造物」(奈良県)、「紀伊山地の霊場と参詣道」(三重県、奈良県、和歌山県)及び「厳島神社」(広島県)等の国有林野について、森林景観等に配慮した管理経営を行っている。また、同森林管理局では、京都市内や奈良盆地、紀伊山地及び広島島の宮島における約4,600haの国有林野を「世界文化遺産貢献の森林」に設定し、文化財修復資材の供給、景観の保全、檜皮採取技術者養成フィールドの提供、森林と木造文化財の関わりに関する学習の場の提供等に取り組んでいる。

東北森林管理局では、我が国が平成26(2014)

資料Ⅵ-7 我が国の世界自然遺産における国有林野の割合

遺産名	陸域面積 (ha)	国有林野面積 (ha)	国有林野の割合
知床	48,700	45,996	94%
白神山地	16,971	16,971	100%
屋久島	10,747	10,260	95%
小笠原諸島	6,358	5,170	81%
計	82,776	78,397	95%

資料：林野庁経営企画課調べ。

事例Ⅵ-5 「白神山地」と「屋久島」が世界自然遺産登録20周年

東北森林管理局では、「白神山地」が世界遺産一覧表に記載されてから20周年を迎えたことに伴い、平成25(2013)年9月に20周年記念フォーラム「白神山地の恵みを活かして」を開催した。また、同森林管理局では、白神山地のブナ林や山岳景観の四季の変遷を遠隔地でも見られるよう、定点ライブカメラの設置(同森林管理局ホームページを通じてリアルタイム画像を発信)を行うとともに、一般の方から公募した「一日ボランティア巡視員」と地元の巡視員による合同パトロールを実施した。

九州森林管理局では、「屋久島」が世界遺産一覧表に記載されてから20周年を迎えたことを記念して、「九州森林・林業セミナー」(同12月)を開催するとともに、環境省九州地方環境事務所や地元自治体等との共催により「屋久島世界自然遺産登録20周年記念シンポジウムin東京」(同10月)を開催した。また、同森林管理局では、白谷雲水峡にある4件の姿形がユニークな屋久杉の愛称を公募し、189件の応募があった。



「白神山地」の20周年記念フォーラムの様子



入山マナーパンフレットの配布活動の様子



年1月にユネスコに世界文化遺産への推薦書を提出した「明治日本の産業革命遺産 九州・山口と関連地域」の構成資産の一つで、岩手県釜石市に所在する「橋野鉄鉱山・高炉跡」とその緩衝地帯内の国有林野に「橋野鉄鉱山郷土の森」(保護林)を設定し、世界文化遺産への登録に向けて、釜石市と連携しながら、郷土の森における歴史教育の場の提供や自然景観の保全等に取り組んでいる。

また、「ユネスコエコパーク^{*3}」について、平成24(2012)年に登録された「綾」(宮崎県)、平成25(2013)年9月に新規に推薦した「只見」(福島県)、「南アルプス」(山梨県、長野県、静岡県)の核心地域及び緩衝地域を「森林生態系保護地域」等に設定しており、厳格な保全管理を行っている。林野庁では、その他の地域も含めて、ユネスコエコパークに所在する「保護林」や「緑の回廊」等の国有林野について、厳格な保全管理や野生生物の生育・生息環境に配慮した施策等を行っている。

(野生生物の保護管理と鳥獣被害対策)

国有林野事業では、国有林野内を生育・生息の場とする希少な野生生物の保護管理を図るため、野生生物の生育・生息状況の把握、生育・生息環境の維持及び整備等に取り組んでいる。

一方、近年、シカによる森林植生への食害やクマによる樹木の剥皮等の野生鳥獣による森林被害が深刻化しており、希少な高山植物等、他の生物や生態系への脅威ともなっている。

このため、各森林管理局では、野生鳥獣との共生を目指して、関係者と連携しながら、効率的な捕獲手法の確立による積極的な個体数管理、被害の防除、生育・生息環境の管理、被害箇所の回復等に取り組んでいる(事例VI-7)。

北海道森林管理局では、エゾシカの被害対策として、北海道や関係市町村が実施するエゾシカ一斉捕獲推進期間に国有林林道の除雪や通行規制の解除を行い、市町村による捕獲に対して支援している。また、九州森林管理局では既存の侵入防止ネットを活用した安価で、折り畳みができ、軽量(約5kg)で一人で持ち運びもできる「巾着式あみはこわな」を開発し、シカ被害対策を積極的に実施している地域を対象に説明会を開催するなど普及活動に取り組んでいる。

(自然再生の取組)

森林は、シカやクマ等の野生鳥獣による被害だけでなく、マツクイムシ等の病害虫や、強風や雷等の自然現象によっても被害を受ける。

国有林野事業では、こうした森林被害等により劣化した森林の再生及び復元に努めるとともに、地域の特性を活かした効果的な森林管理が可能となる地区においては、地域、ボランティア、NPO等と連携し、生物多様性についての現地調査や荒廃した植生回復等の森林生態系の保全等の取組を実施している(事例VI-8)。

また、国有林野の優れた自然環境を保全管理する

事例VI-6 「奄美群島森林生態系保護地域」の設定

奄美群島の森林生態系は、世界的にも局所的にしか成立しない亜熱帯性常緑広葉樹等により構成されるとともに、数多くの分布限界種及びアマミノクロウサギやルリカケス等の大陸遺存種が生息している。

九州森林管理局では、平成25(2013)年3月に、鹿児島県奄美大島と徳之島の特徴的な森林生態系を「奄美群島森林生態系保護地域」(約4,820ha)に設定し、厳格に保全管理することとしている。

また、同森林管理局では関係行政機関と連携し、平成25(2013)年4月に「奄美・琉球世界自然遺産候補地科学委員会」を設置し、世界的に優れた自然環境の価値を保全するために必要な方策の検討、保全管理体制の整備及び保全の推進等の取組を進めている。



奄美群島森林生態系保護地域

*3 ユネスコの「生物圏保存地域」の国内呼称で、1976年に、ユネスコの自然科学セクターの「ユネスコ人間と生物圏計画」における一事業として開始されたものである。生態系の保全と持続可能な利活用の調和(自然と人間社会の共生)を目的としている。

ため、環境省や都道府県の環境行政関係者との連絡調整や意見交換を行い、関係機関と連携して「自然再生事業」の実施や「生態系維持回復事業計画」の策定等の自然再生に向けた取組を進めている。

(エ)民有林との一体的な整備・保全 (公益的機能維持増進協定の推進)

国有林に隣接し、又は介在する民有林の中には、森林所有者等による間伐等の施業が十分に行われ

ず、国有林の発揮している公益的機能に悪影響を及ぼす場合や民有林における外来樹種の繁茂が国有林で実施する駆除の効果の確保に支障となる場合もみられる。

このような中、平成24(2012)年6月に改正された「森林法」では、国有林の公益的機能の維持増進を図るために必要であると認められるときは、森林管理局长が森林所有者等と協定を締結して、国有

事例Ⅵ-7 富士山国有林における地域の自治体等と連携したニホンジカの誘引捕獲

富士山周辺(静岡県富士宮市)ではニホンジカによる農林業被害が深刻化していることから、静岡森林管理署(静岡市)は、静岡県、地元自治体等から構成される「富士宮市鳥獣被害防止対策協議会」に参画し、シャープシューティング^注の提案を行うとともに、その実施場所として国有林のフィールドを提供した。平成23(2011)年度と平成24(2012)年度の2年間にわたる実証の結果、高効率な捕獲が可能であることがわかった。

さらに、関東森林管理局は、平成25(2013)年8月に静岡県及び山梨県との間で「富士山地域におけるニホンジカ対策に係る情報連絡会」を設立し、富士山地域のシカ被害対策に向け広域連携の取組を開始するとともに、独立行政法人森林総合研究所と連携し、一層の技術開発及び実証試験と民有林関係者等に対する技術普及を行うこととしている。

注：単に餌付けと狙撃を組み合わせただけではなく、一定レベル以上の技量を有する射手、動物の行動をコントロールするための給餌、警戒心の強い個体の出現予防等の体制を備えた捕獲手法のこと。



給餌により誘引されたニホンジカ



誘引狙撃手順の打合せ

事例Ⅵ-8 気比の松原の長期保全に向けた取組

日本三大松原の一つである「気比の松原」(福井県敦賀市)は、幅0.4km、延長1km、面積32haの国有林野で、保安林、名勝、国定公園等にも指定されているが、深刻なマツクイムシ被害や広葉樹の侵入等により、近年、マツの樹勢が弱っている。

このため、福井森林管理署(福井県福井市)では、地域の関係者や学識経験者等と連携し、平成25(2013)年2月に、松原の長期保全を図るための基本方針「気比の松原100年構想」を作成し、同月の「気比の松原100年構想シンポジウム」の開催等によって地域住民等に周知するとともに、マツに適した生育環境の整備等に行政や市民団体が連携して取り組むことの重要性を広く一般に呼びかけた。

これを受け、同6月には、市民ら150人の参加により松葉かきが行われた。また、同7月には、松葉かきや広葉樹の芽かき等の活動を計画し、運営する「気比の松原100年構想連絡協議会」が発足し、市民サポーターによる「白砂青松」の再生を目指した取組が続けられている。



気比の松原



市民参加による松葉かき

林野事業により国有林と民有林の一体的な整備及び保全を行う制度(公益的機能維持増進協定制)が創設された(事例VI-9)。

国有林野事業では、同制度の活用により、隣接し、又は介在する民有林と一体となった施業集約化に向けた路網の開設、間伐等の施業の実施、生物多様性保全に向けた外来樹種の駆除等に向けた取組を進めることとしており、平成25(2013)年度においては5か所まで森林所有者等との協定を締結した。

(2)森林・林業の再生への貢献

現在、民有林を中心に、森林・林業の再生に向けた取組が進められる中、国有林野事業では、その組織、技術力及び資源を活用することにより、我が国の森林・林業の再生に貢献するため、林業の低コスト化等に向けた技術の開発及び普及、林業事業体の育成、民有林と連携した施業の推進、森林・林業技術者等の育成及び林産物の安定供給の取組を進めている。

(林業の低コスト化等に向けた技術の開発・普及)

国有林野事業では、多様なフィールドを活用し、林業の低コスト化等に向け、実用段階に到達した先駆的な技術等について、事業レベルでの試行を進めるとともに、現地検討会等を開催するなど、地域の林業関係者等との情報交換や普及に努めている(事例VI-10、11)。

また、全国における多数の事業実績の統一的な分析等が可能な国有林野事業の特性を活かし、地域ごとの地形条件や資源状況の違いに応じた低コストで効率的な作業システムの提案及び検証を行い、民有

林における普及と定着に努めている。

(林業事業体の育成)

林野庁では、森林整備の仕事の質を確保しつつ低コスト化を促すため、適切な競争を確保できるような事業環境を整備しつつ、森林組合や民間事業体等の林業事業体の育成に取り組んでいる。このような中、国有林野事業は、国内最大の森林所有者として、林業事業体への事業の発注を通じ、林業事業体の経営能力の向上等を促すことが可能な立場にある。

このため、国有林野事業では、①総合評価落札方式や事業成績評定制度の活用による林業事業体の創意工夫の促進、②市町村単位での将来事業量の明確化、③特記仕様書の活用による先駆的な作業システムや手法の事業レベルでの展開の促進等の取組等により、林業事業体の能力向上や技術者の育成に取り組んでいる。

(民有林と連携した施業の推進)

林野庁では、森林施業の低コスト化のため、隣接する複数の所有者の森林を取りまとめて施業を一括して実施する「施業の集約化」を進めている。国有林野事業では、地域における施業集約化の取組に対して支援するため、民有林と連携することで事業の効率化や低コスト化等を図ることのできる地域において、両者が連携した「森林共同施業団地」を設定し、民有林と国有林を連結した路網の整備と相互利用、計画的な施業の実施、民有林材と国有林材の協調出荷等に取り組んでいる(事例VI-12)。平成24(2012)年度末現在、森林共同施業団地の設定箇所数は124か所、設定面積は約19万ha(うち国有林野は約10万ha)となっている(資料VI-8)。

事例VI-9 公益的機能維持増進協定による森林整備の取組

関東森林管理局では、国有林内に孤立し、間伐等の整備が行われておらず公益的機能の維持が懸念されている民有林と周囲の国有林とを一体的に整備することで国有林の公益的機能の維持増進を図る取組を進めている。

平成26(2014)年2月には、制度創設後初めて、天竜森林管理署管内の国有林(静岡県^{はままつし}浜松市)に介在する民有林を所有する自治会との間で公益的機能維持増進協定を締結した。今後、この協定に基づき、周囲の国有林と一体的に当該民有林の間伐を実施する予定である。



調印式の様子

また、民有林と国有林が連携して効率的な路網の開設や間伐等の推進を図るために、森林管理署長等と地方自治体の長等との間で森林整備等に関して基本的な合意をする「森林整備推進協定」の締結も進めている。

〔森林・林業技術者等の育成〕

林野庁では、森林・林業の再生を担う人材として、「森林総合監理士（フォレストラー）」等の技術者の育成に取り組んでいる。近年、都道府県や市町村における林務担当職員の数が増加傾向にある中、国有林

事例Ⅵ-10 「北海道型作業システム」における路網整備の検討・普及

北海道森林管理局では、林業専用道を高い密度で整備し、森林作業道での集材距離を短く抑えることによって、北海道特有の傾斜の緩い地形に適した伐採から搬出までの作業の効率化及び低コスト化を目指す「北海道型作業システム」の検討を進めている。現在は同システムについて、林業生産コストの比較及び分析に必要なデータの収集を行うためのモデル施業地を設定することにより、民有林への普及にも取り組んでいる。

後志森林管理署（北海道虻田郡倶知安町）においては、平成25（2013）年9月に現地検討会を開催し、現行の作業システムと北海道型作業システムの生産コストの比較や、路線の選定等について、民有林関係者を交えて意見交換を行った。



後志森林管理署における現地検討会の様子

事例Ⅵ-11 伐採・再造林の「一貫作業システム」の実証・普及

関東森林管理局では、再造林のコスト削減に向けて、伐採とコンテナ苗を用いた再造林を同時期に行う「一貫作業システム」^注の実証試験地を茨城森林管理署管内に設け、作業効率や苗の成長等を検証するとともに、試験の実施を通じた民有林関係者への普及の取組を進めている。平成25（2013）年10月には県内外の林業関係者を対象に、一貫作業システムについて理解を深めてもらうため、現地検討会とシンポジウムを開催した。

注：一貫作業システムについては、第Ⅲ章（73ページ）参照。



コンテナ苗の植栽の様子



シンポジウムの様子
写真提供：（株）日本林業調査会

事例Ⅵ-12 三俣森林共同施業団地における民国連携の取組

吾妻森林管理署（群馬県吾妻郡中之条町）では、平成23（2011）年度に群馬県、東吾妻町及び吾妻森林組合と「三俣森林共同施業団地」を設定し、平成24（2012）年度から間伐等の森林整備や相互利用を図る路網の整備を実施している。

平成25（2013）年度においては、引き続き9.4haの間伐等を実施するとともに、作業道開設や生産コストについて試算を行い、コスト削減等の団地設定の効果を確認した。



烏帽子国有林における間伐木の伐採・造材の様子

野事業の職員には、地域において指導的な役割を果たすことが期待されている。

このため、国有林野事業では、職員を専門的かつ高度な知識や技術と現場経験を有する「森林総合監理士(フォレスター)」等に系統的に育成して、市町村行政に対して技術的支援を行っている。また、事業発注や研修フィールドの提供等を通じて、民有林における人材育成の取組に対して支援している(事例VI-13)。

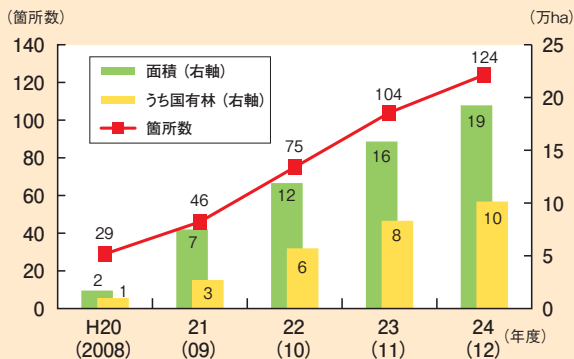
(林産物の安定供給)

国有林野事業では、公益重視の管理経営から得られる木材について、持続的かつ計画的な供給に努めることとしている。国有林野事業から供給される木

材は、国産材供給量の約2割を占めており、平成24(2012)年度の木材販売量は、立木販売が前年より11万m³減の47万m³、素材販売が前年より23万m³増の236万m³となっている。

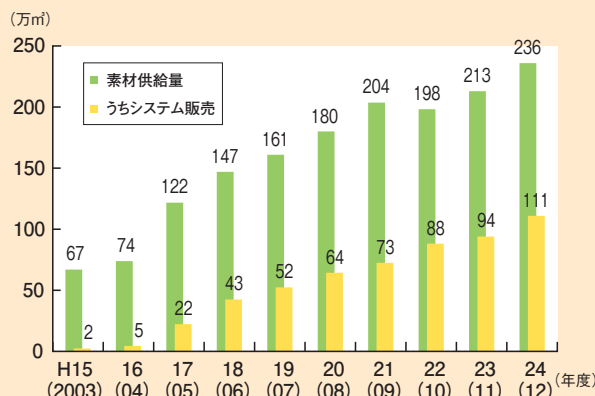
国有林野事業からの木材の販売に当たっては、森林吸収源対策として積極的に進めている間伐に伴い生産される間伐材等を対象に、国産材の需要拡大や加工及び流通の合理化等に取り組む製材工場や合板工場等と協定を締結して、国有林材を安定的に供給

資料VI-8 森林共同施業団地の設定状況



注：各年度末の数字である。
資料：農林水産省「平成24年度 国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況」

資料VI-9 素材供給量の推移



注：システム販売とは、「国有林材の安定供給システムによる販売」の略称。間伐に伴い生産された間伐材等について、国産材需要拡大や加工・流通の合理化等に取り組む集成材・合板工場や製材工場等との協定に基づいて国有林材を安定的に供給すること。
資料：素材供給量については、林野庁「国有林野事業統計」。システム販売による素材供給量については、林野庁業務課調べ。

事例VI-13 民有林の人材育成に対する国有林の支援

林野庁では、国有林の有する組織、フィールド、技術力及び資源を活用して、森林・林業技術者育成の取組を進めており、全国7つの森林管理局においては、「准フォレスター研修」等へのフィールドの提供や講師の派遣等を通じて民有林の人材育成を積極的に支援している。

四国森林管理局では、平成25(2013)年度の「准フォレスター研修」において、「市町村森林整備計画」の作成演習、路網配置や森林づくりに関する現地実習等を実施するなど、将来の「森林総合監理士(フォレスター)」候補者の育成に取り組んだ。

注：「准フォレスター研修」、「森林総合監理士(フォレスター)」については第三章(72-73ページ)参照。



四国森林管理局での「准フォレスター研修」の様子

する「システム販売」を進めている。システム販売による素材販売量は増加傾向で推移しており、平成24(2012)年度には素材販売量の47%に当たる111万㎡となった(資料VI-9)。

また、多様な森林を有する国有林野の特徴を活かして、民有林からの供給が期待しにくい文化財の修復用資材等として、大径長尺材や木曽ヒノキ等を供給している。

さらに、国有林野事業については、国産材の約2割を供給している特性を活かして、地域の木材需要が急激に増減した場合に、地域の供給ニーズに応えるため、供給調整機能を発揮することが重要となっている。このため、平成25(2013)年度からは、地域の需給動向を迅速かつ的確に把握し、状況に応じた国有林材の供給に活かすため、学識経験者のほか、川上、川中及び川下関係者等からなる「国有林材供給調整検討委員会」を、林野庁及び全国7つの森林管理局において開催している。

このほか、新規需要の開拓に向けて、製紙用チップ、燃料用チップ、薪等を用途とする原木の安定供給や未利用間伐材等の低コスト搬出システムの確立に向けて、民有林材と国有林材の協調出荷等に取り組むこととしている(事例VI-14)。

(3) 「国民の森林」としての管理経営等

国有林野事業では、国民共通の財産である国有林野の管理経営に当たって、国有林野を「国民の森林」として位置付け、国民に対する情報の公開、フィールドの提供、森林・林業に関する普及啓発等により、国民に開かれた管理経営を行っている。

また、国有林野が、国民共通の財産であるとも

に、それぞれの地域における資源でもあることを踏まえ、地域振興へ寄与する国有林野の活用にも取り組んでいる。

さらに、東日本大震災からの復旧及び復興へ貢献するため、国有林野等における被害の復旧に取り組むとともに、被災地のニーズに応じて、海岸防災林の再生や原子力災害からの復旧等に取り組んでいる。

(ア) 「国民の森林」としての管理経営 (双方向の情報受発信)

国有林野事業では、「国民の森林」としての管理経営の透明性を確保するため、森林・林業に関する情報やサービスを提供するとともに、国有林野における活動全般について国民の意見を聴取している。

情報やサービスの提供としては、国有林野事業の実施に関する情報の提供、地域で開催される自然教育活動への協力、ホームページや広報誌による情報発信等に取り組んでいる。

意見の聴取としては、一般公募により「国有林モニター」を選定して、「国有林モニター会議」や現地見学会、アンケート調査等により意見を聴取している。国有林モニターには、平成25(2013)年4月現在、全国で341名が登録している。

また、「地域管理経営計画」等の策定に当たっては、地域懇談会等を通じて、それまでの計画に基づく取組、実績及び現状を評価した結果を提示した上で、計画案の作成前の段階から国民や市町村等の意見を積極的に反映するとともに、民有林と国有林の計画が一層調和したものとなるよう取り組んでいる。

(森林環境教育の推進)

国有林野事業では、NPOなど民間団体との連携

事例VI-14 新たな需要としての「薪」の利用促進及び生産拡大に向けた取組

中部森林管理局は、再生可能なエネルギーの一つとして薪の利用を促進し、併せて農山村の身近な産業として薪の生産の拡大を図るため、平成25(2013)年4月に「薪セミナー」を開催した。同セミナーには、東京や名古屋、神戸から約80人が参加し、需要者側、供給者側の双方による事例紹介と意見交換が行われ、ストックヤードの確保や原木の安定供給体制づくり等の必要性が共有された。

中部森林管理局では、長野県との連携の下、引き続き薪についての各種情報発信や木材の安定供給に取り組むこととしている。



「薪セミナー」の様子

を図りつつ、森林環境教育の場としての国有林野の利用を進めるため、森林環境教育のプログラムの作成やフィールドの提供等に取り組んでいる（事例VI-15）。

この一環として、学校等と森林管理署等が協定を結び、国有林の豊かな森林環境を子どもたちに提供する「遊々の森」の設定を進めている。「遊々の森」では、地域の自治体やNPO等の主催により、森林教室や自然観察、体験林業等の活動が行われている（事例VI-16）。平成24（2012）年度には、新たに5か所で学校等と「遊々の森」の協定を締結して、全国の設定箇所数は173か所となった。

平成25（2013）年8月には札幌市で「学校林・遊々の森 全国子どもサミット」が開催された。同サミットでは、全国15の小学校から「遊々の森」等における活動状況について報告されるとともに、札幌市内の国有林で自然体験活動も行われた。

このほか、国有林野事業では、森林環境教育に取り組む教育関係者の活動に対して支援するため、森林環境教育の推奨事例集の作成や小中学校の教員を対象とする森林環境教育に関するセミナーの開催等

に取り組んでいる。

（モデルプロジェクトの実施）

各地の森林管理局等では、地域の森林の特色を活かした効果的な森林管理が期待される地域において、地方公共団体、NPO、自然保護団体等と連携して森林整備・保全活動をモデル的に行うモデルプロジェクトを実施している。

関東森林管理局では、平成15（2003）年度から、群馬県利根郡みなかみ町に広がる国有林野約1万haを対象に、同森林管理局、地域住民で組織する「赤谷プロジェクト地域協議会」及び公益財団法人日本自然保護協会の3者の協働による「赤谷プロジェクト」を進めている。

同プロジェクトでは、生物多様性の保全と持続可能な地域社会づくりを目指した森林管理を実施している。平成23（2011）年には、同森林管理局と関係者との協働により、将来の目標とする森林の姿や今後の方針等を定める「赤谷の森管理経営計画」を策定した。同計画では、人工林を天然林へ誘導することなどにより、希少な野生生物の生育・生息可能な環境を創出するとともに、木材資源の持続的な利

事例VI-15 「夏休み森林環境教育」の開催

四国森林管理局は、高知市内の小学校や児童クラブからの依頼により、毎年夏休み期間を利用して「夏休み森林環境教育」を実施している。平成25（2013）年度は、高知市内の15か所の小学校や公民館等で、小学生及び保護者585名を対象に森林教室と木工教室を開催した。木工教室では、児童ら参加者が小枝や竹を使って貯金箱やはし置き等を作成した。



木工教室の様子

事例VI-16 「遊々の森」を活用した自然体験活動の推進

宮崎北部森林管理署（宮崎県日向市）は、平成18（2006）年に宮崎県むかばき青少年自然の家と「遊々の森」協定を締結し、自然体験活動の場として国有林を提供している。「遊々の森」内では、宮崎県むかばき青少年自然の家が登山やトレッキング、野外ゲーム等を開催しており、保育園児からシニアまで幅広い世代が体験活動に参加している。



登山の様子

用も図ることとしている(事例Ⅵ-17)。

九州森林管理局では、平成16(2004)年度から、宮崎県東諸郡綾町に広がる国有林野約9千haを核に、同森林管理局、綾町、宮崎県、公益財団法人日本自然保護協会、地元の複数のNPO等によって設立された「てるはの森の会」の5者の協働による「綾の照葉樹林プロジェクト」を進めている。同プロジェクトでは、照葉樹林の保護及び復元を目指した森林管理を実施している。

(NPO等による森林づくり活動への支援)

国有林野事業では、自ら森林づくりを行いたいという国民からの要望に応えるため、NPO等と協定を締結して森林づくりのフィールドを提供する「ふれあいの森」を設定している。「ふれあいの森」では、

NPO等が、植栽、下刈り、森林浴、自然観察会、森林教室等の活動を行うことができる。平成24(2012)年度末現在、全国で140か所の「ふれあいの森」が設定されており、同年度には、年間延べ約1.3万人が国有林野における森林づくり活動に参加した(事例Ⅵ-18)。

また、森林管理署等では、NPO等に継続的に森林づくり活動に参加してもらえるよう、技術的な助言や講師の派遣等の支援も行っている。

国有林野事業では、引き続き、これらの取組を進めることとしている。

(「木の文化を支える森」の設定)

国有林野事業では、歴史的に重要な木造建造物や各地の祭礼行事、伝統工芸等の次代に引き継ぐべき

事例Ⅵ-17 発足10年目を迎えた「赤谷プロジェクト」

群馬県利根郡みなかみ町の国有林野にある湿地には、モリアオガエルやクロサンショウウオ等の湿地特有の希少な動物等が生息している。この湿地周辺の人工林については、将来的に天然林へ誘導することを目標に、当面は間伐により下層植生等の生育を促進することとしている。間伐に当たっては、両生類の生息環境を保全するため、間伐の時期や搬出路について赤谷プロジェクト内で詳細な打合せを行った上で実施している。

また、平成25(2013)年には赤谷プロジェクトが発足してから10年目を迎えることから、赤谷プロジェクトでは、同8月に、赤谷プロジェクトサポーター^注や地域住民等が赤谷プロジェクトの活動を楽しみ体験できる機会として「赤谷の日祭り」を開催した。この祭典では、トレッキングや試験地見学ツアー、ネイチャークラフト等の体験コースを用意し、県内外から約100名が参加した。

注：赤谷プロジェクトの理念に共感し、その目標実現に向けて共に活動するボランティア。



ネイチャークラフトの様子



フィールドセミナーの様子

事例Ⅵ-18 「ふれあいの森」における森林づくり活動の実施

福島森林管理署(福島県福島市)は、平成22(2010)年に土湯温泉観光協会まちづくり協議会と協定を締結して、「ふれあいの森」を設定した。

同協議会では、落葉広葉樹林の整備と植樹活動を通じた人と森とのふれあいの森づくりを進めており、平成25(2013)年10月には市民ボランティアによるヤマモミジの植栽が行われた。



ヤマモミジの植栽



木の文化を守るため、「木の文化を支える森」を設定して、国民の参加による森林づくり活動を進めている。平成24(2012)年度末現在、全国で25か所の「木の文化を支える森」を設定している(資料VI-10)。

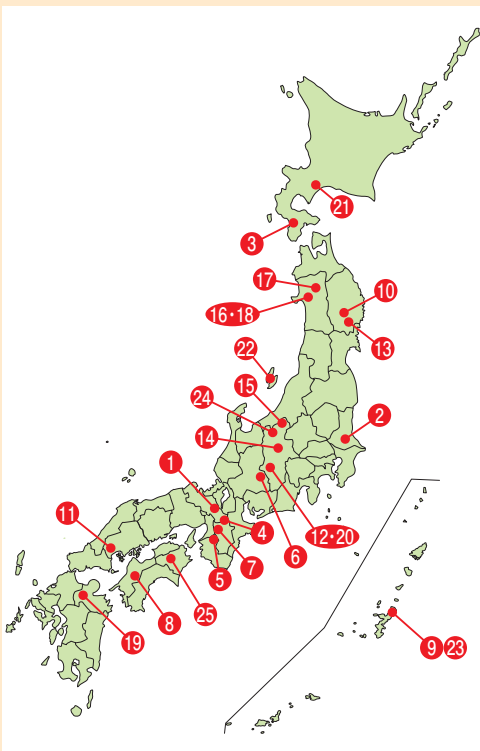
「木の文化を支える森」には、歴史的木造建造物の修復等に必要となる木材を安定的に供給することを目的とする「古事の森」をはじめとして、木造建築物の屋根に用いる檜皮ひわだの供給を目的とする「檜皮の森」、神社の祭礼で用いる資材の供給を目的とする「御柱おんばしらの森」等がある。

「木の文化を支える森」を設定した箇所では、地元自治体等からなる協議会が、作業見学会の開催や下刈り作業の実施等に継続的に取り組んでいる(事例VI-19)。

(分収林制度による森林づくり)

国有林野事業では、将来の木材販売による収益を分け合うことを前提に、契約者が苗木を植えて育てる「分収造林」や契約者が生育途中の森林の保育や管理等に必要となる費用の一部を負担して国が育てる「分収育林」の制度を通じて、国民参加の森林づくりを進めている。平成24(2012)年度末時点にお

資料VI-10 「木の文化を支える森」の設定状況



注：平成24(2012)年度末現在

名 称	対象とする木の文化	樹 種
① 京都古事の森(京都府京都市)	歴史的木造建造物	ヒノキ
② 筑波山古事の森(茨城県石岡市)		ヒノキ
③ 檜山古事の森(北海道江差町)		ヒバ
④ 春日奥山古事の森(奈良県奈良市)		ヒノキ等
⑤ 高野山古事の森(和歌山県高野町)		ヒノキ等
⑥ 裏木曾古事の森(岐阜県中津川市)		ヒノキ
⑦ 斑鳩の里法隆寺古事の森(奈良県斑鳩町)		ヒノキ
⑧ 伊予之二名島古事の森(愛媛県久万高原町)		ヒノキ等
⑨ 首里城古事の森(沖縄県国頭村)		イヌマキ
⑩ 平泉古事の森(岩手県奥州市)		ヒバ等
⑪ 悠久の森(広島県廿日市市)	厳島神社大鳥居	クスノキ
⑫ 檜皮の森(長野県南木曾町)	檜皮	ヒノキ
⑬ 歴史の森(岩手県一関市)	歴史的建造物	ケヤキ
⑭ 御柱の森(長野県下諏訪町)	御柱祭	モミ
⑮ 道祖神祭りの森(長野県野沢温泉村)	道祖神祭り	ブナ
⑯ 秋田杉・桶樽の森(秋田県能代市)	秋田杉桶樽	スギ
⑰ 曲げわっぱの森(秋田県大館市)	大館曲げわっぱ	スギ
⑱ ポスト天杉の森(秋田県能代市)	秋田杉製材品	スギ
⑲ 木うその森(大分県九重町)	木うそ	コシアブラ
⑳ 南木曾伝統工芸の森(長野県南木曾町)	南木曾ろくろ細工等	トチノキ等
㉑ イウォンネシリ(北海道白老町)	地域伝統産業	オヒョウニレ等
㉒ 鬼太鼓の森(新潟県佐渡市)	郷土伝統芸能	ケヤキ等
㉓ 首里城古事の森(沖縄県東村)	歴史的木造建造物	イヌマキ
㉔ 戸隠竹細工の森(長野県長野市)	戸隠竹細工	チシマザサ
㉕ 祖谷のかずら橋・架け替え資材確保の森(徳島県三好市)	祖谷のかずら橋	シラケチカスラ

事例VI-19 「古事の森」における木の文化を支える森づくりの推進

檜山森林管理署(北海道檜山郡厚沢部町)は、平成15(2003)年に「檜山古事の森」を設定し、地元機関からなる檜山古事の森育成協議会と協力して、神社や仏閣等の歴史的木造建造物の修復用材の供給に向けた森林づくりを進めている。

平成25(2013)年10月には、「檜山古事の森」10周年記念の集いが開催され、地元住民など約170名が参加し、ヒバの記念植樹が行われた。



ヒバの記念植樹

ける設定面積は、分収造林で約12.3万ha、分収育林で約1.8万haとなっている。

分収育林の契約者である「緑のオーナー」に対しては、契約対象森林への案内や植樹祭等のイベントへの招待等を行うことにより、森林とふれあう機会の提供等に努めるとともに、契約者からの多様な意向に応えるため、契約期間をおおむね10年から20年延長することも可能としている。

また、分収林制度を活用して、企業等と契約を結ぶ「法人の森林」も設定している。「法人の森林」では、契約を結んだ企業等が、社会貢献、社員教育及び顧客とのふれあいの場として、森林づくりを行っている。平成24(2012)年度末時点で、「法人の森林」の設定箇所数は490か所、設定面積は2,282haとなっている(事例VI-20)。

(イ)地域振興への寄与

(国有林野の貸付け・売払い)

国有林野事業では、農林業をはじめとする地域産業の振興や住民の福祉の向上等に貢献するため、地方公共団体や地元住民等に対して、国有林野の貸付けを行っている。平成24(2012)年度末現在の貸付面積は約7.5万haで、このうち、道路、電気、通信、ダム等の公用、公共用又は公益事業用の施設用地が約5割、農地や採草放牧地が約2割を占めている。

また、国有林野の一部に、地元住民を対象として、薪炭材等の自家用林産物採取等を目的とした共同利用を認める「共用林野」を設定している。共用林野は、自家用のための落葉や落枝の採取を行う「普通共用林野」、自家用薪炭のための原木採取を行う「薪炭共用林野」及び家畜の放牧を行う「放牧共用林野」

の3つに区分される。共用林野の設定面積は、平成24(2012)年度末現在で、126万haとなっている。

さらに、国有林野のうち、地域産業の振興や住民福祉の向上等に必要な森林や苗畑及び貯木場の跡地等については、地方公共団体等への売払いを行っている。平成24(2012)年度には、ダム用地や道路用地等として、計521haの売払いを行った。

(公衆の保健のための活用)

国有林野事業では、優れた自然景観を有し、森林浴、自然観察、野外スポーツ等に適した国有林野を「レクリエーションの森」に設定して、国民に提供している。「レクリエーションの森」には、「自然休養林」、「自然観察教育林」、「風景林」、「森林スポーツ林」、「野外スポーツ地域」及び「風致探勝林」の6種類がある。平成25(2013)年4月現在、全国で1,083か所、約39万haの国有林野を「レクリエーションの森」に設定している(資料VI-11)。平成24(2012)年度には、延べ約1.2億人が「レクリエーションの森」を利用した。

「レクリエーションの森」では、地方自治体を核とする「「レクリエーションの森」管理運営協議会」と地元の森林管理署等が協定を締結して、両者が連携しながら、利用者のニーズに即した管理経営を行っている。管理経営に当たっては、利用者からの「森林環境整備推進協力金」による収入や「サポーター制度」に基づく企業等からの資金も活用している。

このうち、サポーター制度は、企業等がCSR活動の一環として、「「レクリエーションの森」管理運営協議会」との協定に基づき、「レクリエーションの森」の整備に必要な資金や労務を提供する制度で

事例VI-20 「法人の森林」を活用した森林づくり活動

東北森林管理局では、社会貢献活動の一環として自然環境保護を目的に森林づくり活動に取り組むD社(東京都千代田区)と「法人の森林」契約を締結している。

平成25(2013)年9月に、一般参加者とD社社員及びその家族約150名を対象に、枝打ち等の体験林業や森林教室を実施した。

また、D社では、全国の契約地を活用し、毎年、自然体験や森林整備等の活動を実施している。



森林教室の様子



ある。平成24(2012)年度末現在、全国9か所の「レクリエーションの森」において、延べ12の企業等がサポーターとして、「レクリエーションの森」管理運営協議会」と資金や労務提供に関する協定を締結している(事例VI-21)。

(再生可能エネルギーの利用に資する国有林野の活用)

平成23(2011)年3月に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故以降、再生可能エネルギーに対する関心が高まっている。このような中、平成24(2012)年4月に閣議決定された「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」では、「農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律案」が成立した場合、同法の規定に基づき市町村の認定を受けた「設備整備計画」に記載された再生可能エネルギー発電設備を国有林野に設置するときは、一定の条件の下、随意契約により、国有林野の使用を認める」こと及び「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」により再生可能エネルギー発電設備として

の認定を受けた場合等について、随意契約により、国有林野の使用を認める」こととされた。

これを受けて、林野庁では、平成24(2012)年6月に、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」の認定を受けた発電設備については、公益事業の用に供するものとして、随意契約による国有林野の使用を認めることとした。

また、平成25(2013)年11月に「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」が成立したことから、同法施行後には、「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」に沿って措置することとしている。

このほか、平成24(2012)年6月の「国有林野の管理経営に関する法律」の一部改正により、地域住民の共同のエネルギー源として国有林野の立木を使用する場合に、共用林野を設定できることとされた。

資料VI-11 「レクリエーションの森」の設定状況

種類	箇所数	面積	代表地(所在地)
自然休養林	89	10万ha	高尾山(東京都)、赤沢(長野県)、屋久島(鹿児島県)、石鎚(高知県、愛媛県)
自然観察教育林	164	3万ha	箱根(神奈川県)、軽井沢(長野県)、上高地(長野県)
風景林	478	18万ha	摩周(北海道)、嵐山(京都府)、宮島(広島県)
森林スポーツ林	55	1万ha	風の松原(秋田県)、扇の仙(兵庫県)、西之浦(熊本県)
野外スポーツ地域	191	5万ha	蔵王(宮城県、山形県)、玉原(群馬県)、苗場(新潟県)
風致探勝林	106	2万ha	層雲峡(北海道)、駒ヶ岳(長野県)、穂高(長野県)
合計	1,083	39万ha	

注：箇所数、面積は、平成25(2013)年4月1日現在の数値。
資料：農林水産省「平成24年度 国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況」

事例VI-21 サポーター制度による「レクリエーションの森」の整備

飛騨森林管理署(岐阜県高山市)管内の白山白川自然休養林では、平成24(2012)年10月に、白山白川自然休養林保護管理協議会と一般社団法人名古屋林業土木協会がオフィシャルサポーターの協定を締結した。

一般社団法人名古屋林業土木協会は同協定に基づくサポーターとして、同協議会が行う白山白川自然休養林の遊歩道や駐車場等の整備活動に対する労務提供等を行っている。



整備活動への労務提供

(ウ)東日本大震災からの復旧・復興

(応急復旧と海岸防災林の再生)

平成23(2011)年3月に発生した東日本大震災では、国有林野においても、山腹崩壊や地すべり等の林地荒廃、防潮堤や海岸防災林等の治山施設の被害、法面・路肩の崩壊等の林道施設の被害、林野火災等の森林被害が発生した。

東北森林管理局等では、震災発生の翌日から、ヘリコプターによる現地調査を実施するとともに、現地に担当官を派遣することにより、被害状況を把握して、今後の対応について検討を行った。また、海岸地域において治山施設が流失した箇所のうち、浸水被害が危惧される箇所では、緊急対策工事として大型土のうの設置を行った。さらに、森林管理局及び署職員による被災地への食料など支援物資の搬送や応急仮設住宅用杭丸太向けの原木の供給にも取り組んだ。

海岸防災林の再生については、国有林野における海岸防災林の復旧工事を行うとともに、宮城県知事からの要請を受けて、仙台湾沿岸地区では「民有林直轄治山事業」により、気仙沼地区では「特定民有林直轄治山施設災害復旧事業」により、民有林における海岸防災林の復旧にも取り組んでいる。

(原子力災害からの復旧への貢献)

東京電力福島第一原子力発電所の事故による原子力災害への対応については、関係機関と連携しつつ生活圏周辺の国有林野の除染に取り組んでおり、平成25(2013)年10月末現在、福島県、茨城県及び群馬県の3県で約16haの除染を実施している。あわせて、福島県内の国有林野をフィールドとして、森林除染に関する知見の集積や技術開発のための実

証事業に取り組んでいる。

さらに、地方公共団体等から、汚染土壌等の仮置場として国有林野を使用したいとの要請があった場合には、国有林野の無償貸付等により積極的に協力している。平成26(2014)年3月末現在、5市8町4村の24か所で計約65haの国有林野を仮置場として、市町村や環境省等に無償貸付等を行っている(事例VI-22)。



事例VI-22 国有林野を活用した除去土壌等の仮置場用地の提供

関東森林管理局は、環境省福島環境再生事務所が除染特別地域内の市町村において実施している除染事業のため、除去土壌等の仮置場用地として国有林野を環境省に使用承認している。

同森林管理局では、福島県双葉郡楢葉町の国有林野のうち、平成24(2012)年12月に0.61ha、平成25(2013)年1月に1.10ha、合計1.71haについて使用承認しており、そこでは順次搬入された除去土壌等が保管されている。



除去土壌等の仮置場の様子